

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づき環境大臣が指定する廃 棄物

発令 昭和52年8月26日環境庁告示第36号

最終改正：平成17年5月16日環境省告示第40号

改正内容：平成17年5月16日環境省告示第40号「平成17年5月

19日」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物

〔昭和五十二年八月二十六日環境庁告示第三十六号〕

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（現行）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（平成一六年九月政令二九三号により題名改正）（昭和四十六年政令第二百一十一号）第五条第一項第一号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物を次のとおり定め、昭和五十二年九月一日から適用する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号に規定する環境大臣が指定する廃棄物は、次のとおりとする。

一 廃プラスチック類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ（1）に規定する自動車等破砕物（以下「自動車等破砕物」とい

う。））、同号イ（1）に規定する廃プリント配線板及び同号イ（1）に規定する廃容器包装（以下「廃容器包装」という。））であるものを除く。）

二 ゴムくず

三 ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏（こつ）ボード及び廃容器包装であるものを除く。）並びにコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）

四 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。）

前文（抄）〔平成七年三月三〇日環境庁告示第二五号〕

平成七年四月一日から適用する。

前文（抄）〔平成一〇年六月一六日環境庁告示第三五号〕

平成十年六月十七日から適用する。

前文（抄）〔平成一二年二月一四日環境庁告示第七八号〕

平成十三年一月六日から適用する。

前文（抄）〔平成一四年一月二九日環境省告示第一号〕

平成十四年二月一日から適用する。

前文（抄）〔平成一七年五月一六日環境省告示第四〇号〕

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年五月一九日）から適用する。